

## 公的研究費等の不正防止対策に関する基本方針

一般財団法人日本公衆衛生協会（以下「協会」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年3月31日付科発0331第3号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）に基づいて、以下のような取り組みを実施いたします。

### 1. 法令等の遵守

研究活動等に関する関係法令並びに国及び配分機関等の定めるガイドラインを遵守します。

### 2. 責任体制の明確化

協会における公的研究費の適正な運営・管理を行うため以下により責任者を定めます。

- (1) 公的研究費の適正な運営・管理を行う「最高管理責任者」は理事長とします。
- (2) 公的研究費の適正な執行管理の実質的責任者である「統括管理責任者」は事務局長とします。
- (3) 公的研究費の実質的な責任と権限を持つ「コンプライアンス推進責任者」は総務課長とします。

### 3. 不正防止のための推進体制

適正な運営・管理体制を確保するため、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑制機能が働くよう以下の取り組みをいたします。

- (1) 規程等を整備し、執行ルールの統一化、明確化を図ります。
- (2) コンプライアンス教育の徹底と職員等の適正執行に関する意識の動議付けを行います。
- (3) 研究等に関わる全ての構成員に対し、公的研究費の性質を理解し、法令等の定めを厳に遵守するよう行動規範の徹底を図ります。

### 4. モニタリングの実施

公的研究費の適正な執行及び管理のため、発注から支出に至るまで会計書類の確認等を実施します。

### 5. 不正告発等の対応

違法行為や不適正使用に関する通報、告発等に対応する窓口を総務課に設けます。

(窓口) 一般財団法人日本公衆衛生協会 総務課

(住所) 〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目29番8号

(電話) 03-3352-4281

(FAX) 03-3352-4605

(E-mail) info@jpha.or.jp

令和4年7月1日

一般財団法人日本公衆衛生協会

理事長 松谷 有希雄